

セントビンセントの入国規制措置（8月1日更新）

セントビンセント政府は、新型コロナウイルス対策として、入国規制措置を以下のとおり更新しました。

1 入国者は、同国保健省HP上での事前到着フォーム手続き、または、紙媒体での同手続きを到着前までに終え、入国の際には保健当局による健康申告書手続きを終えること。

2 カリコム旅行圏（CARICOM Bubble）からの渡航者

到着7日前以内に実施したPCR検査陰性証明書を保持する必要がある。同証明書がない場合は到着時にPCR検査が課される。

※カリコム旅行圏：アンギラ、アンティグア・バーブーダ、バルバドス、バージン諸島、ドミニカ国、グレナダ、ジャマイカ、モンセラート、セントクリストファー・ネイビス、セントルシア及びトリニダード・トバゴで構成。少なくとも14日間滞在した最後の国を、渡航者の居住国とみなし、カリコム旅行圏からの渡航とみなすか否かを判断。

3 米国及びカリコム旅行圏を除く国からの渡航者

到着5日前以内に実施したPCR検査陰性証明書を保持する必要がある。同証明書がない場合は到着時にPCR検査が課される。

4 米国からの渡航者

（1）乗り継ぎを含め、米国発の商用機で到着する全ての渡航者は、到着7日前以内に実施したPCR検査陰性証明書を保持する必要があり、到着時にPCR検査が課される。

（2）到着時には、観光庁あるいは保健省が認可した宿泊施設での5日間分の支払い済み滞在予約証明書を保持する必要があり、同宿泊施設で5日間の検疫措置となる。

（3）同施設での検疫措置解除前には、新型コロナウイルス検査が実施され、その後、認可された自宅あるいは宿泊施設で、保健当局の判断により、9日から16日間の検疫措置となる。

5 通過旅客

（1）到着5日前以内に実施したPCR検査陰性証明書を保持する必要がある。

（2）乗り継ぎ期間が、1泊を要しない場合は、国際空港内での待機が要請され

る。1泊を要する乗り継ぎの場合には、観光庁あるいは保健省が認可した宿泊施設で待機する必要がある。

6 航空機により到着する渡航者

(1) 全ての渡航者は、入国時に保健当局より最終的なリスク及び義務的検疫期間が判断される。

(2) 全ての渡航者は、同じフライトで到着した全ての渡航者の PCR 検査結果が出るまで、少なくとも24時間の検疫措置となる。

7 船舶により到着する渡航者

到着3日から5日前以内に実施した PCR 検査陰性証明書を保持する全ての渡航者は、検疫措置の対象とはならない。

8 全ての渡航者は、14日間の体温検査が要請され、発熱の症状がある際は、地方保健局に通報する必要がある。PCR 検査が陽性の場合、認可された宿泊施設で、自己負担により14日間の隔離措置となる。

在留邦人及び同国訪問予定の皆様におかれては、引き続き最新情報の入手に努めると共に、日頃から手洗い等を励行して、感染防止に努めてください。

【新型コロナウイルスに関する参考情報】

セントビンセント保健省 HP

<http://health.gov.vc/health/index.php>

参考：日本からの渡航者・日本人に対する各国・地域の入国制限措置及び入国・入域後の行動制限

https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html

参考：外務省海外安全 HP

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

【問い合わせ先】

在トリニダード・トバゴ日本国大使館

電話：(国番号 1-868) 628-5991

住所：5HayesStreet, St. Clair, PortofSpain, TrinidadandTobago

ホームページ：<http://www.tt.emb-japan.go.jp/houjin-page.htm>

当館は、セントクリストファー・ネイビス、アンティグア・バーブーダ、ドミニカ国、セントルシア、セントビンセント、グレナダ、ガイアナ及びスリナムを兼轄しています。